

# 共同住宅等の子メーター設置を水道局が行います

平成28年4月1日施行

## 【概要】

前橋市水道局では、平成28年4月1日から受水槽及び直結増圧式給水設備を持つマンション・アパート等の子メーターの設置・交換について、戸数分の水道加入金と手数料の支払いや水道メーター前後の配管の改修など、一定の要件を満たせば水道局が水道メーターの設置・交換をすることも、選択できるようになります。

なお、親メーター以下の水道設備の管理は、従来どおり所有者の方に行っていただきます。

## 【改正の内容】

### 新築の場合

区 分	現 行	改 正 後
水道加入金	親メーターの口径により徴収	子メーターの個数により徴収
給水装置工事手数料	親メーターの口径により徴収	子メーターの個数により徴収
子メーター設置・交換（8年毎）	所有者が設置・交換	水道局が貸与・交換
集中検針盤設置	所有者が設置	必要なし
受水槽以下の維持管理	所有者が維持管理	所有者が維持管理（変更なし）

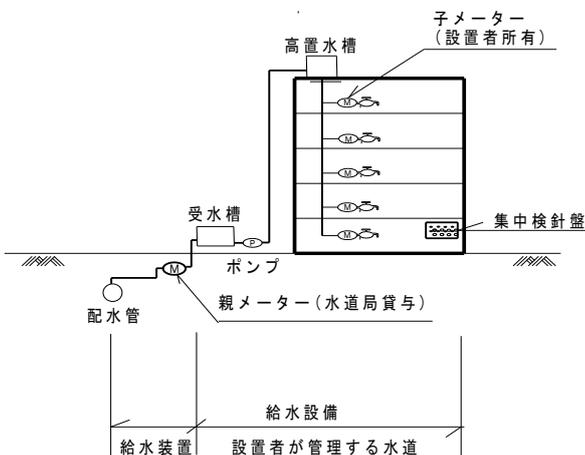
### 改修の場合

区 分	現 行	改 正 後
水道加入金	—	（子メーターの個数分の加入金）と（親メーターの加入金）の差額を徴収
給水装置工事手数料	—	子メーターの個数により徴収
子メーター廻りの配管工事	—	所有者負担で実施

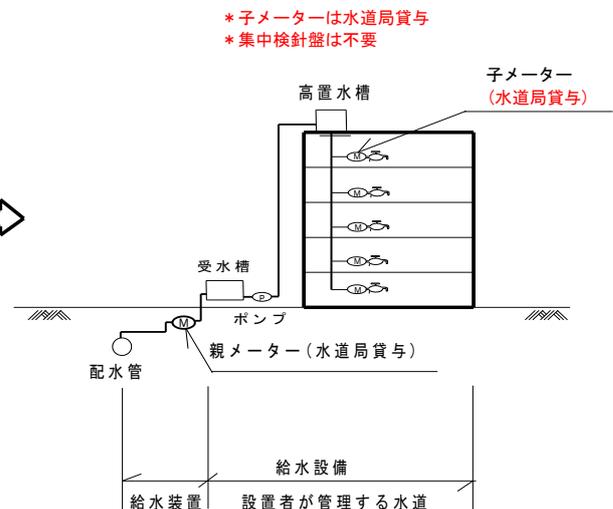
\* 子メーター設置・交換、集中検針盤設置、受水槽以下の維持管理については新築と同じ

## イメージ図

### （ 現 行 ）



### （ 改 正 後 ）



（問合せ先）

水道整備課給水装置係

027-898-3037